

この事業は、町内の買い物や通院などの町内での生活移動手段として、定額の運賃でハイヤーを利用することができる制度です。

1. 利用時間

【平日】 午前9：00～午後5：00

【休日】 土日祝日はご利用できません。 ※お盆、年末年始の運行は、年度によって異なります。

2. 利用対象者

月形町民であり、下記のいずれかに該当する方

- (1) 75歳以上の方
- (2) 70歳以上であり、運転免許のない方
- (3) 障がいのある方

3. 定額運賃

自宅と目的施設の間の片道運賃

- (1) 400円/台 対象地区：北農場、市北、市南、赤川、麻生、農事会
- (2) 1,000円/台 対象地区：札比内、南耕地昭栄、知来乙、中和

4. 目的施設

- ①月形町役場
- ②月形駅
- ③交流センター
- ④多目的研修センター
- ⑤月形温泉
- ⑥総合体育館
- ⑦町立病院
- ⑧山崎歯科医院
- ⑨はーと歯科クリニック
- ⑩月形郵便局
- ⑪北海道銀行月形支店
- ⑫エーコープ
- ⑬DCMニコット月形店
- ⑭マンマルーナ
- ⑮はーとハイヤー



■注意事項

- ハイヤー運賃が定額運賃内の場合は、実費となります。
- 先にハイヤーの予約が入っている場合は、ご希望の時間に利用できない場合があります。
- 乗車後の寄り道はできません。行きは自宅から目的施設、帰りは目的施設から自宅のみとなります。
- 降車時には、必ず登録者証を提示してください。提示できない場合は、通常のハイヤー料金となります。
- 町外への転出や死去、または利用見込みのない場合は、登録証の返還をお願いいたします。
- 町内での転居の際は、住所が変更となりますので、登録証の変更手続きをお願いいたします。

5. 申請方法

定額ハイヤー利用登録申請書を役場企画振興課地域振興係に提出してください。また、電話申請、電子申請も可能です。

※電子申請は、右記QRコードもしくは、町公式LINEの「申請」から必要事項を入力し、申請をしてください。



電子申請

6. 利用方法

(1) 事前登録

申請書に必要事項を記入し、役場企画振興課地域振興係に申請してください。

申請後、**登録者証**を交付します。

(電話申請・電子申請も可能)



(2) 利用予約

はーとハイヤー (53-2088) へ予約時に**おでかけハイヤーで利用したい**旨を伝えてください。



(3) 乗車

目的地は、目的施設の15箇所となります。その他の目的地や町外へは行けません。



(4) 降車

降車する際に**必ず登録者証を提示**し、定額運賃を支払ってください。



※行きは自宅⇒目的施設、帰りは目的施設⇒自宅となります。

行きと帰りの目的施設が同一の目的施設でなくても、本事業の対象となります。

【例】



7. 問合せ

【運行事業者】

はーとハイヤー
0126-53-2088

【問合せ・申請先】

月形町役場企画振興課地域振興係
0126-53-2325

